破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成３０年（フ）第１８６号
鹿児島県鹿児島市南新町13番地７、住民票上の住所鹿児島市西陵８丁目12番１号
債務者　瀬野　道隆
1　決定年月日時　平成30年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鳥丸　真人
4　破産債権の届出期間　平成30年７月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月29日午前11時
6　免責意見申述期間　平成30年８月22日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成３０年（フ）第１８７号
鹿児島県鹿児島市南新町13番地７、住民票上の住所鹿児島市西陵８丁目12番１号
債務者　瀬野由美子
1　決定年月日時　平成30年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鳥丸　真人
4　破産債権の届出期間　平成30年７月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月29日午前11時10分
6　免責意見申述期間　平成30年８月22日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成３０年（フ）第１５７号
奈良県生駒市中菜畑１丁目30番地16
債務者　カラオケやんちゃこと　那須フミエ
1　決定年月日時　平成30年６月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川本　　哲
4　破産債権の届出期間　平成30年７月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月11日午後１時10分
6　免責意見申述期間　平成30年８月28日まで
奈良地方裁判所

平成３０年（フ）第１００号
青森市緑１丁目12番地16
債務者　瀧谷　泰規
1　決定年月日時　平成30年６月20日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　須藤　真悟
4　破産債権の届出期間　平成30年７月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月12日午前10時15分
6　免責意見申述期間　平成30年８月29日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第１２０号
青森市本泉２丁目６番35号
債務者　鍵谷俊太郎
1　決定年月日時　平成30年６月20日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　鉄也
4　破産債権の届出期間　平成30年７月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月19日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成30年８月29日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第４３号
愛知県江南市藤ケ丘６丁目１番地４　江南団地59棟304号
債務者　めちゃイケサロンＷＡＲＡＫＵこと　杉山　和万
1　決定年月日時　平成30年６月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　瀧　　康暢
4　破産債権の届出期間　平成30年７月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月14日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成30年８月31日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成３０年（フ）第５２８号
京都府八幡市橋本糸ケ上58番地の14
債務者　大隅　正彦
1　決定年月日時　平成30年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　茶木真理子
4　破産債権の届出期間　平成30年７月31日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月26日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成30年９月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第１９２号
愛知県岡崎市両町２丁目48番地
債務者　柴田修市郎
1　決定年月日時　平成30年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　増田　大輔
4　破産債権の届出期間　平成30年８月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年10月２日午後３時15分
6　免責意見申述期間　平成30年９月18日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成３０年（フ）第２２号
千葉県鴨川市前原141番地
債務者　吉野　晴夫
1　決定年月日時　平成30年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　関川　正則
4　破産債権の届出期間　平成30年７月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月28日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成30年９月21日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成３０年（フ）第３３号
千葉県南房総市和田町和田423番地２
債務者　石井　裕章
1　決定年月日時　平成30年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　城戸　盾暁
4　破産債権の届出期間　平成30年７月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月28日午前11時
6　免責意見申述期間　平成30年９月21日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成３０年（フ）第３２号
千葉県茂原市南吉田2811番地４
債務者　宇佐美辰男
1　決定年月日時　平成30年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松本　知世
4　破産債権の届出期間　平成30年７月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年10月10日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成30年10月３日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成３０年（フ）第３３号
千葉県茂原市南吉田2811番地４
債務者　宇佐美眞弓
1　決定年月日時　平成30年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松本　知世
4　破産債権の届出期間　平成30年７月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年10月10日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成30年10月３日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成３０年（フ）第３４号
千葉県茂原市南吉田2811番地４
債務者　宇佐美裕紀
1　決定年月日時　平成30年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松本　知世
4　破産債権の届出期間　平成30年７月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年10月10日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成30年10月３日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成３０年（フ）第１１４号
愛知県豊川市穂ノ原１丁目１番地
債務者　眞田　憲樹
1　決定年月日時　平成30年６月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　　修
4　破産債権の届出期間　平成30年７月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年10月22日午後２時50分
6　免責意見申述期間　平成30年10月９日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部